

質問 長屋議員（自民 岐阜市）令和8年3月18日（水）

1 ネーミングライツについて

- （１）令和7年第5回定例会で明らかになった審査中止事案における意思決定プロセスについて**
- （２）公募制度の公平性・公正性を確保するための再発防止策について**
- （３）ネーミングライツ導入の更なる拡大に向けた取組について**

答弁 知事

私には大きく2点ご質問いただきました。まずネーミングライツの件について、お答えさせていただきます。議員からは、3点、審査中止事案における意思決定のプロセスについて、そして再発防止策、さらには今後の拡大に向けた取組についてのお尋ねをいただきました。それぞれ関連しますので、一括して答弁させていただきます。

今回のネーミングライツに関わる事案でございますが、令和6年、一昨年ですね、11月に行われました県有のスポーツ施設等のネーミングライツの募集に関連して、令和7年6月に、応募企業から、適正な申請手続を行ったにもかかわらず、審査を行わないまま取りやめにした県の対応について、書面とともに抗議があったことに端を発するものでございます。

これを受けて、ネーミングライツ取得に向けて適正な申請が行われたにもかかわらず、なぜ一部施設について審査をしないという判断を行ったのかについて、経緯と原因について調査を行いました。

具体的には、募集手続に係ります意思決定過程の事実関係を明らかにするため、外部の弁護士にも調査に加わっていただきまして、募集に関わった職員に対する聴き取りや関係書類の確認を行いました。

その結果、つまり今回の調査において明らかとなった、審査中止に係る意思決定プロセスについて、詳細にご説明いたします。

令和6年11月、県は募集要項に基づいて13施設のネーミングライツを募集し、そのうち6施設で応募がありました。しかし、応募結果を当時の知事に報告したところ、一部施設については命名権を与えることは適当ではないとの指摘があったようです。

その理由としては、企業の応募金額は募集条件は満たしていたものの、期待した金額ではなかった、そして、一つの企業に複数の施設のネーミングライツを付与するのは適当ではない、そして、申請した企業がこれまで県との関わりが低い、ということであったようです。

これに対して、本件を担当する部署の職員たちからは、そうした要件は募集要項に

は記載されておらず、募集手続を今から取りやめるのは難しいということ、募集要項上、応募条件を満たさないことが明らかでない限り、選定委員会で審査しなければならない旨の説明がされたそうであります。

しかしながら、知事、副知事及び担当部長が相談した結果、「命名権の付与の対象は県有施設であり、県として応募があった企業に命名権を付与するか否かについては、選定委員会に諮る前に県の裁量で判断できる」と考えたようでございます。

その結果、3つの施設について、まず1つ目、「で愛ドーム」については、応募がなかった「ふれ愛ドーム」とセットで命名権をしたいという理由、そして2つ目、「長良川競技場」と「長良川テニスプラザ」については、応募金額や愛称の使用期間、今後のスポーツ支援計画などについて県が期待した応募ではなかったということを理由として、審査そのものを行わないとする方針が決定され、それぞれ申請企業や選定委員会のメンバーに伝えられたところであります。

ネーミングライツ・パートナーの選考については、法令による定めはありません。従って、県として選定方法の変更が全く許されないわけではないとは思われます。

しかしながら、ここで行われた判断は、行政の権限を行使すべき緊急かつやむを得ない等の理由とは考えにくい、募集開始時点では考慮されていない事情を挙げて審査を行わない理由を説明している点も含め、申請企業から信頼を著しく損なうものであったと考えられます。この点は、弁護士にも確認しております。

実際、申請企業からは、相当の時間やコストをかけて申請準備を行い、適正に申請を行ったにもかかわらず、後付けの理由で審査そのものを行わないことは、著しく信義則に反するという声がございました。

今般、改めて関係部署と検討した結果、やはりこうした対応は適切でなかったとの結論に至りまして、審査を行わなかった施設につきまして、申請した全ての企業の意向を確認してまいりました。

その結果、希望がありました2つの施設につきましては、審査手続を再開する形で、昨年度と同じ条件、同じ応募書類を用いて、本来行われるべき手続を進め審査を実施したものでございます。

この結果、先ほど議員からもご指摘ありましたように、1つの施設についてはネーミングライツが付与され、もう1つの施設は選定委員会による審査が基準点に達しなかったということから該当なしとなったものでございます。これらの結果につきましては、申請企業の皆様に丁寧にご説明し、ご理解をいただいているところでございます。

本事案によりまして、募集要項に基づいて審査が行われると信じて応募した企業の信頼を損なったことは誠に遺憾に感じております。この結果、今後県が行う類似の手続に支障が生じるおそれがあることから、このような事態を繰り返さないように、再発防止策を講じる必要がございます。

このため、まずは公平性・公正性の担保の観点から、ネーミングライツ・パートナー募集要項及びマニュアルの見直しを行います。その上で、当然のことではありますが、県自身が募集要項など明示的なルールに従って、透明性をもって手続を行うことを徹底してまいります。

そして、今後の拡大ですけれども、今後、ネーミングライツに更なる導入に向けて、再発防止に取り組むとともに他の県や、先ほどご紹介いただきました他の自治体の例も参考にしつつ、導入が適切な施設や募集方法を検討し、歳入確保に努めてまいります。

再質問 答弁 知事

マニュアルの改訂をまず急ぎたいと思っています。その上で、先ほど議員からもご紹介いただきました、色んなものにネーミングライツを付ける可能性はあると思っております。ただ一方で、あまりにも頻繁に名前を変えてしまうことによって、タクシーの運転手さんの混乱だとか、今後、岐阜を訪れる方に対しても不便になるという議論が元々ございます。

そんな中で先ほどご紹介しました13施設公募して半分(6施設)しか来ていない。逆に言うと、そうしたネーミングライツが適切であると判断した施設、これは金額が合わなかったり、色々応募がなかったりしたところがありますから、その条件をまず見直すことによって、そうしたものにまず最初に対応して、これは速やかにやりたいと思っております。

一方で、今ご紹介のありました(岐阜市の)通りの名前だとか、逆にこれは頻繁に変えると却って危険なので。ただ、他県の色んな取組なども今調べておりますので、そうしたものをしっかり踏まえた上で、収入の確保に努めてまいりたいと思います。

担当課 行政管理課

電話番号 058-272-1395

メール c11127@pref.gifu.lg.jp